

岐阜県公報

第二千五百六十八号
平成二十六年八月一日

(金曜日)

目次

規則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 四九八_{ページ}

○ぎふ少子化対策県民連携会議規則の一部を改正する規則 (子ども・女性政策課) 四九八

告示

○道路の区域変更

(道路維持課) 四九八

○道路の供用開始

(同) 四九八

選挙管理委員会告示

○設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 四九九

○政治団体の異動事項の公表

(同) 五〇〇

○訂正願が提出された政治団体の収支報告書要旨の公表

(同) 五〇一

○解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五〇二

○指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五〇三

○指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五〇三

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(同) 五〇四

公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五〇四

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 五〇四

○指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 五〇四

○指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 五〇五

○平成二十六年度クリーニング師試験の実施
○大規模小売店舗の新設の届出に関する件
○職業訓練指導員試験の実施
○県営土地改良事業計画の決定

(生活衛生課) 五〇五
(商業・金融課) 五〇六
(産業技術課) 五〇七
(農地整備課) 五〇八

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第二号の表衛生専門学校非常勤講師の項中

勤務一回につき
五、八五〇円

を

月額
一五四、二〇〇円
又は勤務一回につき
五、八五〇円
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

ぎふ少子化対策県民連携会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

ぎふ少子化対策県民連携会議規則の一部を改正する規則

ぎふ少子化対策県民連携会議規則（平成二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次

のように改正する。

第三条第一項中「二十五人」を「二十七人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）		備考
県道	美濃加茂良線	和良線	和良線	和良線	和良線	別前	後	別前	後	別前	後	
同	洞	一	八	二	四	番	一	地	先	中	まで	
郡上市八幡町野々倉字へ	り	岩	一	六	一	四	番	三	地	先	か	
三・〇	二	四	八	二	四	八	二	四	八	二	四	
三・〇	三	三	〇	三	三	〇	三	三	〇	三	三	

岐阜県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 示年月日 ほか)
県道	美江寺線 西結	瑞穂市十九条字石塚三二〇番 一地从先から 同 市 同 字鳥居前二九一 番一地从先まで	一三・二	平成 二六・八一	平成 二四・五二

岐阜県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党岐阜県獣医師連盟支部	近 藤 信 雄	林 金 吾	美濃加茂市新池町1—8—28	。

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定の又は 変更の又は 示年月日 ほか)
県道	南濃線 関ヶ原	養老郡養老町柏尾字谷口七〇 六番一地从先から 同 郡 同 町 同 字四番割六 〇八番三一地从先まで	二五・〇	平成 二六・八一	平成 二四・七三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岩井まさみ後援会	岩井昌美	岩井昌美	美濃加茂市下米田町則光243
かとう修と笑顔あふれる土岐市の会	士本勇夫	中村要	土岐市泉町大富238—2
山友会	山田優	瀬古まゆみ	羽島市江吉良町311
新政ネットぞふ	伊藤正博	太田維久	各務原市那加岩地町1—30
学ぶ会	水谷博昭	安藤由庸	岐阜市徹明通5—8
山北よろう後援会	山北芳郎	山北真弓	羽島市中下町石田722
悠國會	小島啓嗣	小島啓嗣	羽島郡岐南町徳田3—75—1

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党各務原市支部	会計責任者	三和由紀	佐伯吉規
自由民主党岐阜	代表者	岡山金平	若林一

県商工政治連盟		会 計 責 任 者		会 計 責 任 者		会 計 責 任 者	
岐阜支部	岐阜県民主党設計業支部	代表者	浅野芳宏	篠田徹	岐阜支部	代表者	石丸秀樹
	主たる事務所の所在地	岐阜市中鶯2—11	岐阜市青柳町2—10		岐阜支部	代表者	東俊之
岐阜支部	自由民主党岐阜県宅建支部	代表者	林仁美	郷原幸夫		代表者	日比野靖
	自由民主党岐阜県トウリング支部	代表者	田口義隆	近藤剛弘	岐阜支部	代表者	多治見市音羽町3—17—3
岐阜支部	自由民主党岐阜県薬劑師支部	代表者	多治見市音羽町3—42	今井保都		代表者	加茂郡東白川村越原2520
岐阜支部	自由民主党多治見市支部	代表者	安江祐策	加茂郡東白川村五加1899—4	岐阜支部	代表者	主たる事務所の所在地
	自由民主党東白川村支部	代表者	加茂郡東白川村越原2520			代表者	主たる事務所の所在地

自由民主党越川村支部	会 計 責 任 者	松 村 千 秋	渡 邊 智 明
自由民主党宮川町支部	名 称	自由民主党宮川町支部	自由民主党宮川支部
岐阜県商工政治連盟	代 表 者	岡 山 金 平	若 林 一
岐阜県測量設計政治連盟	主たる事務所の所在地	中津川市福岡694—8	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積1529—6
	代 表 者	山 本 光 哲	浅 野 芳 宏
	主たる事務所の所在地	本巣市有里517—2	岐阜市中鶴2—11
岐阜県上ツウツク事業政治連盟	代 表 者	田 口 義 隆	郷 原 幸 夫
岐阜県内水面政治連盟	代 表 者	酒 向 貞 夫	太 田 嘉 俊
岐阜県藤井基之薬剤師後援会	会 計 責 任 者	日比野 靖	近 藤 剛 弘
岐阜県不動産政治連盟	会 計 責 任 者	林 仁 美	東 俊 之
岐阜県薬剤師連盟	会 計 責 任 者	日比野 靖	近 藤 剛 弘
燦燦会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

	公職の候補者の氏名及び公職の種類		橋 本 参議院議員 勉
森弓子とともに歩む会	名 称	森弓子とともに歩む会	森弓子とともに歩む会
れんげ会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		橋 本 参議院議員 勉

岐阜県選挙管理委員会（昭和五十六年）
岐阜県選挙区法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出
のあった政治団体の公文簿等書について、正議の提出があったこと、次のとおりその
帳簿を公表する。

平成二十六年八月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の公文簿等書の内容（平成二十三年分） 2—2 資金調団外（国会議員関係政治団体以外の団体）中

林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	3,500,000	0	3,500,000	3,485,952	14,048	0	0	3,500,000	0	3,500,000	0	0	0	0
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0	0	4,700,000	0	4,700,000	0	0	0	286,532
林 宏 優 後 援 会	林 宏 優	山県市長	H24. 3.28	4,986,532	0	4,986,532	4,972,484	14,048	0</								

改める。

政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十三年分) 「寄附の内訳」 2—2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体) 中

「林宏慶後援会

個 人 林 宏 慶

3,500,000 「山県市」を

「林宏慶後援会

個 人 林 宏 慶

3,500,000 「山県市」に改める。

”

個 田 清 春

1,200,000 「山県市」

政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十三年分) 「その他の収入の内訳」 (1件10万円以上のもの) 2—2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体) 中

「笹井哲二後援会

研修旅費

2,400,000円」を

「笹井哲二後援会

研修旅費

2,400,000円 に改める。

林宏慶後援会

金銭以外のものによる特別控除分

286,532円」

政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十四年分) 2—2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体) 中

林 宏 慶 後 援 会	林 宏 慶	山県市長	H25. 3.15	14,048	14,048	0	0	14,048	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-------------	-------	------	-----------	--------	--------	---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

林 宏 慶 後 援 会	林 宏 慶	山県市長	H25. 3.15	254,048	14,048	240,000	240,000	14,048	0	0	240,000	0	240,000	0	240,000	0	0	0	0
-------------	-------	------	-----------	---------	--------	---------	---------	--------	---	---	---------	---	---------	---	---------	---	---	---	---

に

林 宏 慶 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

林 宏 慶 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	240,000	0	0	0
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------	---------	---	---	---

に

改める。

政治団体の収支報告書の要旨 (平成二十四年分) 「寄附の内訳」 2—2 資金管理団体 (国会議員関係政治団体以外の団体) 中

「林新太郎を育てる会

政治団体 自由民主党岐阜県第二選挙区支部

200,000 「大垣市」を

「林新太郎を育てる会

政治団体 自由民主党岐阜県第二選挙区支部

200,000 「大垣市」に改める。

林宏慶後援会

個 人 信 田 清 春

240,000 「山県市」

示す。

岐阜県選挙管理委員会告示第五十七号

平成二十六年八月一日

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民主党岐阜県第2区総支部	堀 誠	吉 田 隆 博	大垣市新田町5—35—1	平成25年12月4日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
伊佐地良一後援会	春日井 弘 造	藤 井 豊 和	恵那市長島町中野506—2	平成26年5月31日			
黒田ところ後援会	黒 田 と ころ	小 栗 清 一	中津川市茄子川1599—53	平成26年6月30日			
日本共産党若山かよ子後援会	伊 藤 明 博	伊 藤 明 博	高山市岡本町2—75—4	平成26年7月4日			
のぞみの会	今 井 均 都	筑 亨	下呂市萩原町羽根368—1	平成26年7月1日			
安江孝弘後援会連合会	小 池 彼 男	安 江 富 江	加茂郡白川町白山105	平成26年7月1日			
安江孝弘と共に郷土の発展を考える会	安 江 孝 弘	安 江 富 江	加茂郡白川町白山105	平成26年7月1日			

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岩井 昌美	美濃加茂市議会議員	岩井まさみ後援会	美濃加茂市下米田町則光243	岩井 昌美
山北 芳郎	羽島市議会議員	山北よしろう後援会	羽島市下中町石田722	山北 芳郎
山田 優	岐阜県議会議員	山友会	羽島市江吉良町311	山田 優

岐阜県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
安江 孝弘	白川町議会議員	安江孝弘と共に郷土の発展を考える会	加茂郡白川町白山105	安江 孝弘

岐阜県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

施設の概要

変 更 後	変 更 前
独立行政法人地域医療機能推進機構可児とこの病院	岐阜社会保険病院
独立行政法人地域医療機能推進機構可児とこの病院附属介護老人保健施設	岐阜社会保険老人保健施設サンビュー可児

公 示

。特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人薬草で飛騨を元気にする会

三 代 表 者 の 氏 名 北平 嗣二

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町向町三丁目八番一号

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の住民と観光客に対して、薬草の活用と普及に関する事業を行い、健康で心豊かなまち

づくりに寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人江戸寺子屋

三 代 表 者 の 氏 名 西岡 竹次郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市若葉台九丁目一〇番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の一般市民・小学生また一人親家庭などの市民に対し、パソコンの講習会等に関する事業を行い、パソコンの知識・技能の向上また再就職支援に寄与し、誰でもが豊かで幸せなパソコンライフを送れるようにすることを目的とする。

。指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
中部薬品 松波総合病院前薬局	羽島郡笠松町田代二〇一の二	精神通院	平成二六・八・一

ささゆり薬局 中津川店	中津川市中津川九六四の二七四	精神通院	平成 三・八・一
貴船薬局 坂祝店	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八の一	精神通院	平成 三・八・一
さつき薬局	下呂市萩原町跡津一四二番地四	精神通院	平成 三・八・一
すみれ調剤薬局	可児市下恵土五五〇〇の一	精神通院	平成 三・八・一
クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋三五五五の六〇	精神通院	平成 三・八・一
貴船薬局 幸店	多治見市幸町七の二八の二五	精神通院	平成 三・八・一
イオン薬局 各務原店	各務原市那加萱場町三の八	精神通院	平成 三・八・三
イオン薬局 大垣店	大垣市外野二の二〇〇	精神通院	平成 三・八・三

。指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
各務原訪問看護ステーション	各務原市三井北町三丁目一七七番地	精神通院	平成 三・七・七

。平成二十六年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成

二十六年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十六年十一月九日（日）

午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）、ふれあい福寿会館（岐阜市数田南五丁目一四番五三三号）及び笠松刑務所（羽島郡笠松町中川町二三）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識
- 4 洗濯物の処理に関する技能

（一）繊維の鑑別

（二）ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十六年九月一日（月）から同年十月三日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

2 受付期間

平成二十六年九月二十二日(月)から同年十月三日(金)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十六年十月三日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒500-8570 岐阜市数田南二丁目一番一号)に提出してください。

4 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(手札形(縦十一センチメートル、横八センチメートル)とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

(四) 受験資格を証する書類(学校の卒業証明書等)

六 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください。(消印しないこと。)

七 合格発表

平成二十六年十一月二十六日(水)午前十時

県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階)及び各県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課(電話〇五八―二七二―一―一 内線二五六三)、各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

。大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年八月一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年七月十八日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー鳥屋場橋西店

可児市下恵土字古川一九三〇番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年三月十九日

五 店舗面積

一、六六〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

五七台

七 荷さばき施設の面積

一二七・五平方メートル

○ 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号、以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

三 受験資格

職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者、ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十六年十月九日（木）

岐阜市学園町二丁目三三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格証書、免許証等の写し）

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本（試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合の必要）

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください（消印はしないでください。）。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部産業技術課

平成二十六年八月二十日（水）から同年九月八日（月）までです。

郵送の場合は、九月八日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十六年十一月四日（火）に岐阜県商工労働部産業技術課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません。）。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十六年年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八―二七二―一一 内線二二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要で

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請用紙は、岐阜県商工労働部産業技術課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めたときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課産業人材育成係（電話〇五八―二七二―一一 内線三三三四）に問い合わせてください。

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
鵜森地区	大垣市役所	平成二六・八・一から 同二六・八・二九まで

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下呂東南部地区	下呂市役所	平成二六・八・一から 同二六・八・二九まで